



第136期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



場所

京都市右京区西京極豆田町29番地

本社1階イベントホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）



決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 换算の監査等委員である取締役2名選任の件

【株主総会資料の電子提供制度に係るお知らせ】

- 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、本定時株主総会より、当社では株主総会資料は書面での送付に代え、ウェブサイト上に掲載して提供する方法に変更しております。書面交付請求をされていない株主様におかれましては、決議事項等の情報をお手元でもご確認いただける関連資料の一部をお送りさせていただいております。書面交付請求をされた株主様におかれましては、前年同様に書面で株主総会資料をお送りさせていただいております。書面交付請求をされていない株主様で、次回以降の株主総会において、書面による株主総会資料のご提供を希望される株主様は、基準日（2026年3月31日）までに当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行又はお取引の証券会社までお問合せくださいま

- 株主総会当日の様子は後日インターネットによる配信を予定しておりますので、7頁の詳細をご確認の上、ご視聴ください。
- 当日ご来場の株主様へのお土産はございません。



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/7510/>



株式会社 たけびし

証券コード：7510



企業理念

人と人、技術と技術を信頼で結び、
輝く未来を創造する

行動基準

企業倫理の遵守と社会への貢献

1. 信 頼

最良のサービスを提供し、お客様との高い信頼関係を築こう！

2. 技 術

お客様に役立つ新技術の吸収と革新に努めよう！

3. 総 合 力

個々の強みを結集し、トータルサービスを創造しよう！

■ 株主の皆様へ

多様なパートナーと共に 「京都発 最強のトータル ソリューション商社」へ

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、第136期定時株主総会を2025年6月26日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。合わせて、本総会の議案等の情報をご案内いたしますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　岡垣浩志



(証券コード 7510)
2025年6月6日

株 主 各 位

京都市右京区西京極豆田町29番地
株式会社 たけびし
取締役社長 岡 垣 浩志

第136期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第136期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.takebishi.co.jp/company/ir/meeting.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7510/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show/>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「たけびし」または「コード」に当社証券コード「7510」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時15分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市右京区西京極豆田町29番地 本社1階イベントホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第136期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第136期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正する必要が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイト並びに東京証券取引所ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、議決権行使書に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力するこ
となく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する【議決権電子行使プラットフォーム】により議決権を行使いただけます。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
当社ホームページ (<https://www.takebishi.co.jp/>) にも
議決権行使ウェブサイトへのリンクを掲載しております。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」
を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パス
ワード」を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

株主総会オンデマンド配信について

本株主総会 事業報告部分を編集し、当社ウェブサイト上でオンデマンド配信を行います。
動画は7月上旬に掲載予定です。ぜひご利用ください。

1.

オンデマンド配信サイト

<https://www.takebishi.co.jp/company/ir/meeting.html>

2.

配信期間

2025年7月上旬から2025年7月31日（木）まで

※都合によりご視聴可能期間が変更となる可能性がございます。

また、予期せぬ状況により、配信が中止となった場合も当社ホームページ等でご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

第1号議案 || 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会及び指名等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名					現在の当社における地位、担当
1	再任 小倉 勇					取締役会長
2	再任 岡垣 浩志					代表取締役社長執行役員社長
3	再任 坂口 和彦					取締役上席常務執行役員経営推進室長 指名等委員会・報酬委員会 委員
4	再任 大井 武					取締役常務執行役員経営戦略室長
5	再任 池田 聰					取締役 報酬委員会 委員
6	再任 上村 博美					取締役
7	再任 西門 道博					取締役

候補者番号

1

おぐら
小倉

いさむ
勇 (1959年7月11日生)

再任



所有する当社の株式数

47,930株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 当社入社
2005年4月 滋賀支店副支店長
2005年10月 名古屋支店長
2011年4月 経営戦略室副室長
2011年10月 経営戦略室副室長兼企画部長
2012年6月 取締役執行役員経営戦略室長兼企画部長
兼竹菱香港有限公司董事長
兼竹菱（上海）電子貿易有限公司董事長
2014年4月 取締役執行役員経営戦略室長
2016年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長
2017年6月 代表取締役社長執行役員社長
2023年6月 取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

取締役会長として、取締役会の議長を担い当社経営に対する監督を行っている実績と、当社経営を牽引し培われた豊富な経験と見識が、当社経営の取締役として適任と判断しております。

候補者番号

2

おか がき
岡垣

ひろ し
浩志

(1960年11月6日生)

再任



所有する当社の株式数

38,949株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
2006年7月 機電システム本部技術部長
2011年4月 機電システム本部F Aシステム部長
2016年4月 技術本部副本部長
2017年6月 執行役員技術本部長
2018年6月 取締役執行役員技術本部長
2021年6月 取締役常務執行役員技術本部長
2022年6月 取締役専務執行役員技術本部長
2023年6月 代表取締役社長執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、リーダーシップを発揮し、当社の経営を牽引している実績と当社経営を担い培われた豊富な知識と経験から、当社経営の取締役として適任と判断しております。

候補者番号

3

さか ぐち
坂口 かず ひこ
和彦 (1962年3月31日生)

再任



所有する当社の株式数

38,446株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当社入社
2007年7月 経営戦略室企画部長
2011年10月 経営推進室総務部長
2013年10月 経営推進室副室長兼総務部長
2017年6月 取締役執行役員経営推進室長
2020年6月 取締役常務執行役員経営推進室長
2023年6月 取締役上席常務執行役員経営推進室長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の経営推進の担当執行役員として、当社経営を担ってきた経験と、当社の総務・経理・情報システム分野を統括し、培ってきた豊富な知識が、当社経営の事業推進を執行する取締役として適任と判断しております。

候補者番号

4

おお い
大井 たけし
武 (1964年5月13日生)

再任



所有する当社の株式数

28,100株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年8月 当社入社
2005年1月 竹菱香港有限公司総経理
2014年2月 当社電子デバイス本部半導体デバイス第2部長
2019年4月 電子デバイス本部半導体デバイス第2部長
兼グローバルビジネス推進部長
2020年4月 機電システム本部副本部長
2020年10月 機電システム本部副本部長
兼スマートファクトリー推進グループマネージャー
2021年6月 執行役員機電システム本部長
兼スマートファクトリー推進グループマネージャー
兼TAKEBISHI (THAILAND) CO.,LTD.President
2022年6月 執行役員経営戦略室長
2022年6月 取締役執行役員経営戦略室長
2023年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長（現任）

取締役候補者とした理由

当社で長年に渡り営業部門の要職を歴任するとともに、経営戦略の担当執行役員として、当社経営を担っている経験と豊富な知識が、当社の企画立案・経営戦略を執行する取締役として適任と判断しております。

候補者番号

5

いけ だ
池田

そう
聰 (1967年6月1日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
4,772株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 4月 日本銀行入行
2003年 5月 株式会社産業再生機構出向
2007年 4月 株式会社経営共創基盤設立に参画
2019年 4月 桜美林大学大学院経営学研究科MBAコース客員教授
2021年 4月 桜美林大学大学院国際学術研究科
准教授（現任）
2022年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社経営共創基盤インダストリー・アドバイザー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社で培ってきた豊富な知識と経験を有しており、ファイナンス・経営戦略に精通した実務家教員という立場からも社外取締役として多様な視点で、当社経営への監督を執行することを期待し、取締役候補者としております。上記の理由により独立した立場から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号

6

うえむら
上村

ひろみ
博美

(1963年8月14日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月 大和証券株式会社入社
2006年 4月 同社兵庫グループサブマネージャー兼西宮支店長
2008年 4月 同社年金保険部長
2010年 4月 同社京都支店長
2011年 4月 同社執行役員兼京都支店長
2014年 4月 同社常務執行役員
2017年 4月 同社常務取締役
2020年 4月 株式会社大和証券ビジネスセンター取締役副社長
2021年 4月 同社代表取締役社長
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社での豊富な知識と経験を有しており、経営者として培った幅広い見識に基づく客観的視点とダイバーシティの観点から経営全般の監督を執行すると共に、当社の更なる企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者としております。上記の理由により独立した立場から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号

7
西門

にしかど

みちひろ

道博 (1969年10月11日生)

再任 社外



略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 4月 三菱電機株式会社入社
2021年 4月 同社九州支社FAシステム部長
2022年 4月 同社本社機器計画部長
2024年 4月 同社関西支社副支社長兼機器第一部長（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

萬世電機株式会社社外取締役

所有する当社の株式数

一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社で培ってきた豊富な知識と経験が、当社の経営面に有益であり、社外取締役としても客観的な視点から、当社経営への監督を執行することを期待し、取締役候補者としております。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 西門道博氏は、三菱電機株式会社関西支社の副支社長（従業員）を兼務しております。同社は当社の大株主であり、特定関係事業者（主要な仕入先・販売先）であります。
2. 上記1. を除き各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 池田聰、上村博美、西門道博の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 池田聰、上村博美、西門道博の各氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって池田聰氏は3年、上村博美及び西門道博の両氏は1年となります。
5. 当社は、池田聰、上村博美の両氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出でおり、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 小倉勇氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、池田聰、上村博美、西門道博の各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で同様の契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨表示)

第2号議案 || 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会及び指名等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当
1	再任 大西康治 おおにし やすじ	取締役 (常勤監査等委員) 報酬委員会 委員
2	再任 河本茂行 かわもとしげゆき	取締役 (監査等委員) 指名等委員会 委員長 報酬委員会 委員
3	再任 山田善紀 やまだよしのり	取締役 (監査等委員) 指名等委員会 委員 報酬委員会 委員長

候補者番号

1

おおにし

大西

やすじ

康治

(1962年11月20日生)

再任



所有する当社の株式数

11,803株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 当社入社
2008年7月 電子デバイス本部業務部長
2013年7月 社会・情通システム本部業務部長
2017年4月 社会・情通システム本部副本部長兼業務部長
2019年4月 監査室長
2021年6月 取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の業務部門に長年携わり、その豊富な業務経験と監査室長としての業務監査に係った知識を生かして、当社の監査、監督業務を的確に遂行いただける監査等委員として適任と判断しております。

候補者番号

2

かわもと

河本

しげゆき

茂行

(1967年6月24日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

9,368株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年4月 東京弁護士会登録
2009年10月 株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）常務取締役
2013年1月 京都弁護士会登録
2013年1月 烏丸法律事務所パートナー弁護士
2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年4月 河本総合法律事務所代表弁護士（現任）

重要な兼職の状況

曙ブレーキ工業株式会社社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士の資格を有しておられ、法律に関する高い見識と豊富な経験を有しているとともに、他社の社外監査役、社外取締役としての経験も豊富であり、独立した立場から当社の監査、監督業務を的確に遂行いただける監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。

候補者番号

3

やま
だ
山田

よしのり
善紀

(1973年3月23日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

6,868株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年4月 公認会計士登録
2006年4月 税理士法人川嶋総合会計入社
2006年6月 税理士登録
2011年7月 税理士法人川嶋総合会計代表社員（現任）
2017年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フジックス社外取締役（監査等委員）
株式会社トーセ社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験を有しているとともに、他社の社外取締役としての経営管理の経験も豊富であり、独立した立場から当社の監査、監督業務を的確に遂行いただける監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河本茂行、山田善紀の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 河本茂行、山田善紀の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって河本茂行氏は6年、山田善紀氏は8年となります。
4. 当社は、河本茂行、山田善紀の両氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出しており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 河本茂行、山田善紀の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で現在締結中の会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
- (1株未満切捨表示)

第3号議案 || 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであり、西田正憲氏は第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決された場合に取締役（監査等委員）に就任いたします大西康治氏の補欠として、益川優子氏は河本茂行氏及び山田善紀氏の補欠としての候補者であります。

また、この補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する期間は、本総会後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

ただし、監査等委員である取締役の就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会及び指名等委員会の同意を得ております。

略歴（重要な兼職の状況）

1981年 4月 当社入社
2005年 4月 半導体技術部長
2006年 4月 竹菱（上海）電子貿易有限公司総經理
2011年 7月 当社電子デバイス本部副本部長兼技術部長
2013年 7月 電子デバイス本部副本部長兼業務部長
2015年 4月 電子デバイス本部長
2015年 6月 執行役員電子デバイス本部長
2015年 7月 執行役員電子デバイス本部長
兼TAKEBISHI EUROPE B.V.President
2017年 6月 取締役執行役員電子デバイス本部長
兼竹菱香港有限公司董事長
兼竹菱（上海）電子貿易有限公司董事長
兼TAKEBISHI EUROPE B.V.President
2020年 4月 取締役執行役員電子デバイス本部長
兼竹菱香港有限公司董事長
兼竹菱（上海）電子貿易有限公司董事長
兼TAKEBISHI EUROPE B.V.President
兼梅沢無線電機株式会社代表取締役社長
2020年 5月 取締役執行役員
兼梅沢無線電機株式会社代表取締役社長
2020年 6月 当社退職
2023年 6月 梅沢無線電機株式会社相談役
2024年 6月 同社退職

所有する当社の株式数

18,900株

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

過去に当社の取締役として、当社経営を担った経験から当社事業に精通しており、また、グループ会社の経営者として培われた豊富な知識が、当社の監査、監督業務に生かせると考え、補欠の監査等委員である取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2011年12月 最高裁判所司法研修所修了
2011年12月 弁護士登録（日本弁護士連合会）
2011年12月 益川法律事務所（現益川総合法律事務所）入所（現任）

所有する当社の株式数

一株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社の経営に関与したことではありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験等を生かし、独立した立場から当社の監査、監督業務を的確に遂行できると考え、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。

- (注) 1. 西田正憲氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 益川優子氏が所属する益川総合法律事務所の弁護士益川教親氏と当社との間で、顧問弁護士契約を締結しております。
3. 上記2. を除き益川優子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 益川優子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 益川優子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
6. 益川優子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、訴訟費用を当該保険契約により墳補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

■取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックス

第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有している各スキルは以下のとおりとなります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）	社外	独立	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	技術 IT	人事 人材育成	財務会計 資本政策	法務 コンプライアンス	グローバル 多様性	サステナ ビリティ ESG
小倉 勇			○	○		○				○
岡垣 浩志			○	○	○	○				○
坂口 和彦			○		○	○	○	○		
大井 武			○	○					○	○
池田 聰	●	●	○			○	○		○	
上村 博美	●	●	○	○			○		○	
西門 道博	●		○	○					○	

監査等委員 である取締役	社外	独立	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	技術 IT	人事 人材育成	財務会計 資本政策	法務 コンプライアンス	グローバル 多様性	サステナ ビリティ ESG
大西 康治			○				○	○		
河本 茂行	●	●	○				○	○		○
山田 善紀	●	●	○				○	○		○

以上

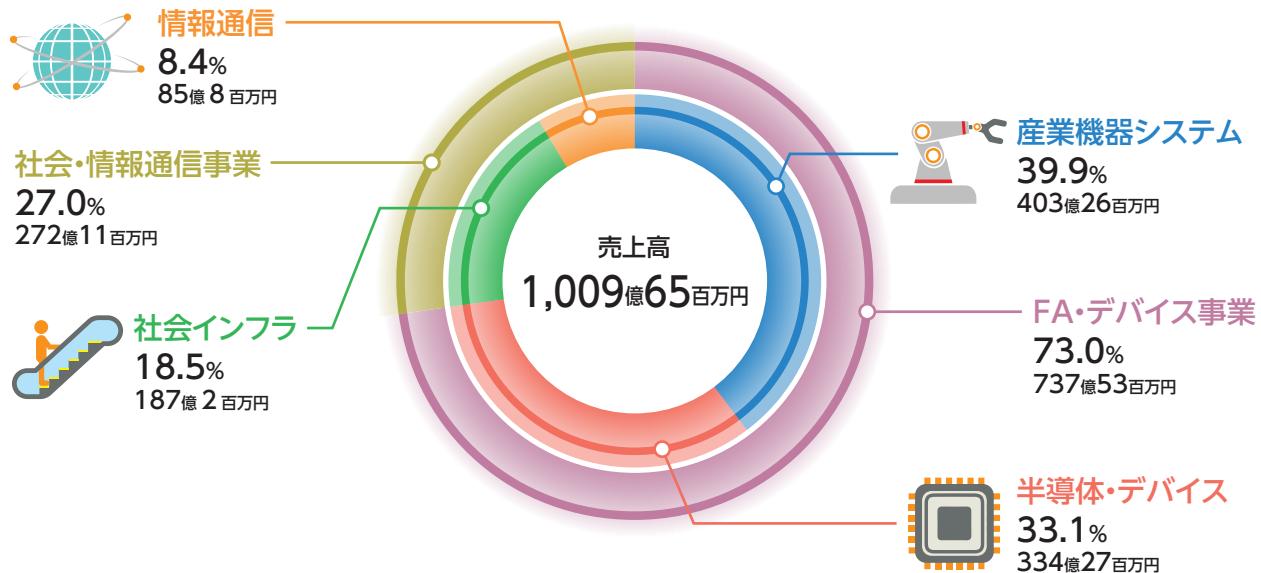
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

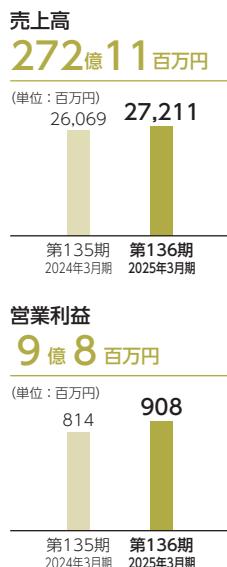
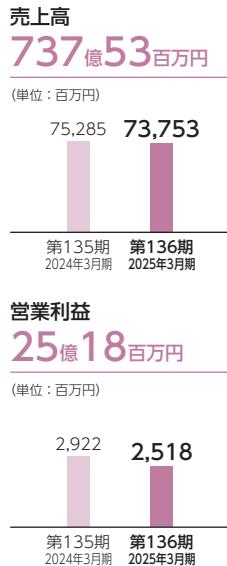
当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資に持ち直しの動きが見られたものの、継続する在庫調整の影響に加え、アメリカの通商政策等の動向を背景とした世界的な景気後退懸念により、先行きの不透明感が強まる状況で推移しました。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画『T-Link1369』が2年目を迎え、基幹ビジネスの拡大に加えて、これまで築き上げてきた「グローバル」「メディカル」「オートメーション」「オリジナル」の4つの成長戦略の更なる進化や、既存の枠組みを超えた「モビリティ」「マテリアル」「エネルギーソリューション」「DX推進」等のビジネスモデルの変革にも注力し、成長市場に適応した「NEWビジネスの創造」に取組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,009億65百万円（前年度比0.4%減）、営業利益34億26百万円（前年度比8.3%減）、経常利益37億61百万円（前年度比3.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益26億59百万円（前年度比6.3%増）となりました。



事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。



産業機器システム

産業機器システム分野においては、装置システムが製造業の設備投資及び自動化の需要を捉え、半導体や産業用蓄電池向けを中心に増加したものの、顧客の在庫調整を背景としたF A機器の減少に加え、産業用加工機の前年度大口案件剥落による反動減等から、この部門全体の売上高は前年度比3.5%の減となりました。

半導体・デバイス

半導体・デバイス分野においては、デバイスが半導体製造装置関連向け等で減少したものの、電子部品実装機や住宅設備向け、インドの車載関連向け等で増加しました。一方、半導体はパワーコンディショナー向けが堅調も、市場流通品の需要が減少したこと等から、この部門全体の売上高は前年度比0.1%の減となりました。

これらの結果、F A・デバイス事業においては、売上高737億53百万円（前年度比2.0%減、構成比73.0%）、営業利益25億18百万円（前年度比13.8%減）となりました。

社会インフラ

社会インフラ分野においては、荷物用エレベーターを中心にビル設備が減少したものの、主力の放射線がん治療装置が堅調に推移したことにより、この部門全体の売上高は前年度比3.7%の増となりました。

情報通信

情報通信分野においては、主力の携帯電話で高価格端末や店舗向けオリジナルアプリの販売が堅調に推移したことにより加え、子会社のフジテレコムズ社がアーバンエココンサルティング株式会社を連結子会社化し、環境分析関連の新規ビジネスが増したこと等から、この部門全体の売上高は前年度比5.9%の増となりました。

これらの結果、社会・情報通信事業においては、売上高272億11百万円（前年度比4.4%増、構成比27.0%）、営業利益9億8百万円（前年度比11.6%増）となりました。

事業区分別売上高

事業区分	部門	135期 (2024年3月期)		136期 (2025年3月期)		前期比 増減率
		売上高	構成比	売上高	構成比	
F A・デバイス事業	産業機器システム	百万円 41,807	% 41.2	百万円 40,326	% 39.9	% △3.5
	半導体・デバイス	33,477	33.0	33,427	33.1	△0.1
	計	75,285	74.3	73,753	73.0	△2.0
社会・情報通信事業	社会インフラ	18,034	17.8	18,702	18.5	3.7
	情報通信	8,035	7.9	8,508	8.4	5.9
	計	26,069	25.7	27,211	27.0	4.4
合計		101,355	100.0	100,965	100.0	△0.4

(注) 上記金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

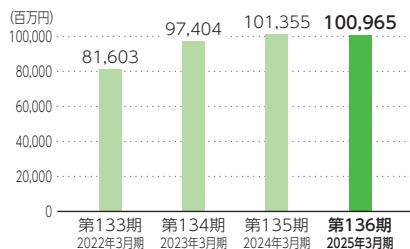
当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

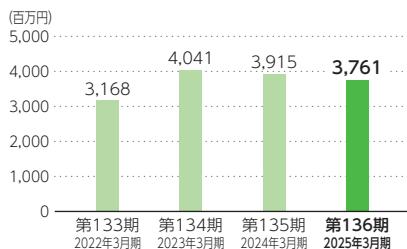
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第133期 2022年3月期	第134期 2023年3月期	第135期 2024年3月期	第136期 (当期) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	81,603	97,404	101,355	100,965
経 常 利 益 (百万円)	3,168	4,041	3,915	3,761
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,092	2,738	2,501	2,659
1株当たり当期純利益 (円)	137.00	171.56	156.60	166.21
総 資 産 (百万円)	59,150	64,076	65,132	63,692
純 資 産 (百万円)	33,178	35,608	39,081	40,846
1株当たり純資産額 (円)	2,078.17	2,230.29	2,443.80	2,550.49

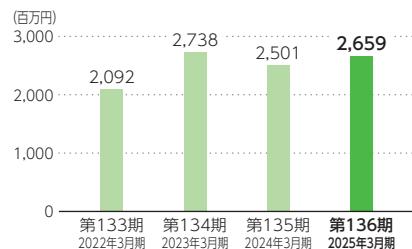
売上高



経常利益



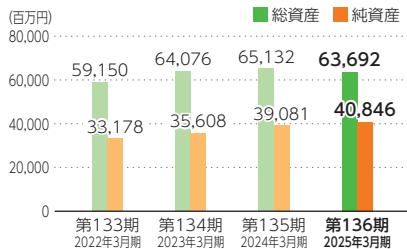
親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



総資産／純資産



1株当たり純資産額

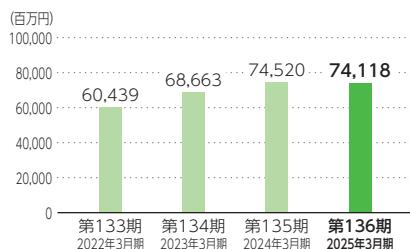


(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第133期 2022年3月期	第134期 2023年3月期	第135期 2024年3月期	第136期 (当期) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	60,439	68,663	74,520	74,118
経 常 利 益 (百万円)	2,677	3,412	3,571	3,460
当 期 純 利 益 (百万円)	1,794	2,334	2,439	2,226
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	117.43	146.29	152.73	139.18
総 資 産 (百万円)	49,526	52,834	54,985	51,815
純 資 産 (百万円)	29,687	30,896	33,652	33,905
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,860.11	1,935.86	2,105.25	2,118.42

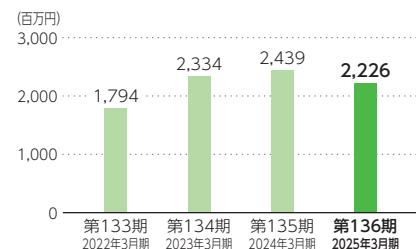
売上高



経常利益



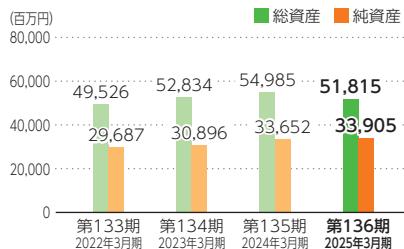
当期純利益



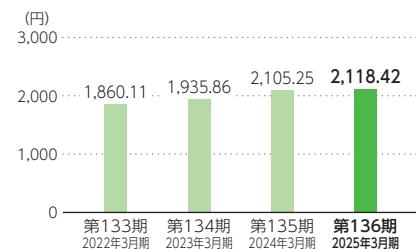
1株当たり当期純利益



総資産／純資産



1株当たり純資産額



(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出してあります。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出してあります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、日々変化する経済情勢や事業環境に柔軟に対処すべく、成長戦略、財務体質の強化をはじめとした以下の課題に取組み、更なる業容の拡大と経営基盤の強化を目指してまいります。

また、資本コストや株価を意識した経営の実現を目指して、成長戦略の着実な実行及び、株主還元の強化や積極的なＩＲ活動の実施により、持続的な企業価値向上に注力してまいります。

① 成長戦略

当社グループは、2026年度連結売上高1,300億円、NEWビジネス プラス300億円、連結経常利益60億円、ROE 9%を目標とする中期経営計画『T-Link1369』を策定し、FA機器等の基幹ビジネスの更なる拡大に加え、「グローバル」「メディカル」「オートメーション」「オリジナル」の4つの成長戦略の更なる進化や、既存の枠組みを超えた「モビリティ」「マテリアル」「エネルギーソリューション」「DX推進」等のビジネス領域拡大にも注力し、成長市場に適応した「NEWビジネスの創造」に取組んでまいります。

② 財務体質の強化

貸倒れ・未収債権・不良在庫の防止に努めるとともに、徹底した無駄の排除と業務効率化の推進による経営体質の更なる強化に取組んでおります。

③ 人材の確保と育成

少子高齢化や労働人口の減少等、雇用環境が大きく変化する中、多様な能力を持つ人材の確保に加え、貴重な経営資源である従業員が、能力を最大限に發揮できるための人事制度や教育研修体系を整備し、創造力、実践力の溢れる人材を育成します。

また、当社は「従業員とその家族の健康づくりに積極的に取り組み、一人ひとりが明るく元気に働くことができる環境を実現し、さらなる企業価値を高めるべく健康経営に邁進する」との健康宣言を掲げ、「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に認定されております。

④ 内部統制への取組み

コンプライアンスの重要性を認識し、社会的責任の自覚、社会規範や倫理に適合した行動、企業活動における関係法令遵守、社内ルール遵守の徹底を行っております。

また、「企業倫理の遵守と社会への貢献」の行動基準のもと、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を整備しております。

⑤ 環境問題、品質マネジメント、情報セキュリティマネジメントへの取組み

地球にやさしい企業を目指し、全社を挙げて環境問題に積極的に対応するため環境マネジメントの国際規格「ISO14001」の認証を取得しております。

また、「顧客第一」の経営方針のもと、製品の品質保証と顧客満足度の向上を目的に品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001」の認証を取得するとともに、情報資産の安全かつ適正な管理・運用を実施することを目的として、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得しております。

更には、2030年度を目標として当社グループ全体でのカーボンニュートラル実現に向けた取組みや、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDの枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めてまいります。

⑥ 個人情報保護マネジメントへの取組み

お客様個人を識別し得る情報を適切に保護することの重要性を認識し、個人情報に関する保管・安全管理などの保護体制を強化するため、「個人情報保護マネジメントシステム行動指針」を設けております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 フ ジ テ レ コ ム ズ	88百万円	100%	携帯電話等の卸売及び販売
株式会社 T S エンジニアリング	30百万円	100	空調設備・機器の設計・工事及び保守
梅 沢 無 線 電 機 株 式 会 社	57百万円	100	半導体、電子部品の販売 自社製品設計・販売
竹 菱 興 産 株 式 会 社	10百万円	100	倉庫業務及び保険代理業務
竹 菱 香 港 有 限 公 司	52,993千香港ドル	100	電子機器の販売
竹 菱 (上 海) 電 子 貿 易 有 限 公 司	500万米ドル	100 (100)	電子機器の販売
TAKEBISHI(THAILAND)CO.,LTD.	110百万タイバーツ	100	電子機器の販売
Le Champ(South East Asia)Pte Ltd	1,000千シンガポールドル	100	電子部品、電子機器の販売

(注) 当社出資比率の（ ）内は、間接出資比率で内数であります。

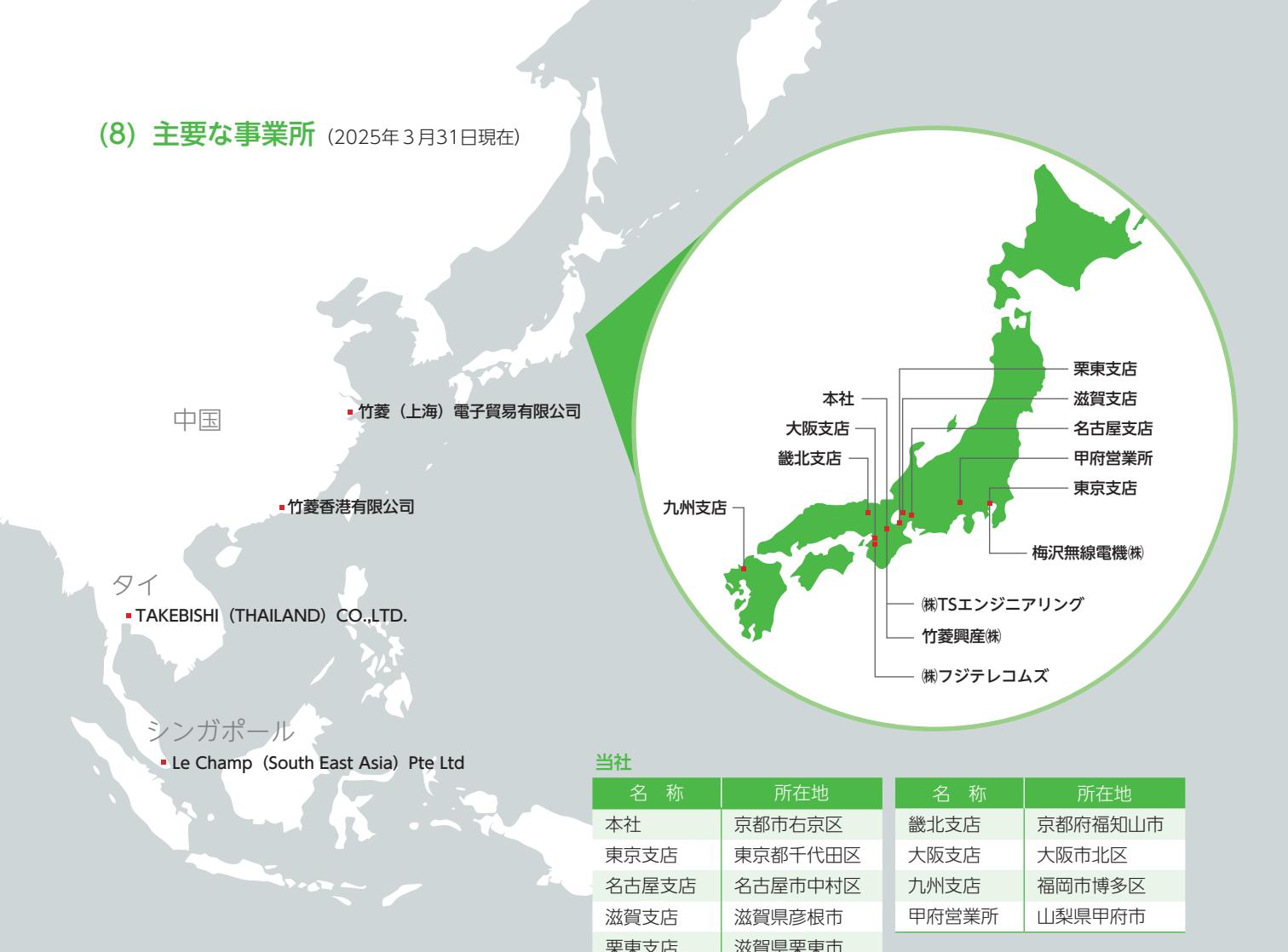
(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社15社により構成されており、産業機器システム、半導体・デバイス、社会インフラ（冷熱住設機器、ビル設備、重電、電子医療機器）、情報通信（情報システム、携帯電話等）の販売とソフト開発を主な事業とし、さらに関連する物流及び保守・サービス、工事等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業内容は次の通りであります。

事業区分	部門	主要な営業品目
FA・デバイス事業	産業機器システム	FA機器（コントローラ、駆動制御、配電制御、回転機、オムロン機器）、FAシステム、産業機他
	半導体・デバイス	半導体製品、電子デバイス製品 他
社会・情報通信事業	社会インフラ	冷熱住設機器、ビル設備、重電（電力・公共）、電子医療機器 他
	情報通信	情報システム、携帯電話 他

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)



当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	京都市右京区	畿北支店	京都府福知山市
東京支店	東京都千代田区	大阪支店	大阪市北区
名古屋支店	名古屋市中村区	九州支店	福岡市博多区
滋賀支店	滋賀県彦根市	甲府営業所	山梨県甲府市
栗東支店	滋賀県栗東市		

子会社 (国内)

名称	本社所在地
株式会社フジテレコムズ	大阪市中央区
株式会社 T S エンジニアリング	京都市右京区
梅沢無線電機株式会社	東京都千代田区
竹菱興産株式会社	京都市右京区

子会社 (海外)

名称	本社所在地
竹菱香港有限公司	中華人民共和国 (香港)
竹菱 (上海) 電子貿易有限公司	中華人民共和国 (上海)
TAKEBISHI (THAILAND) CO.,LTD.	タイ (バンコク)
Le Champ (South East Asia) Pte Ltd	シンガポール

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分		従業員数	前期末比増減
F A . デ バ イ ス 事 業	社 会 . 情 報 通 信 事 業	532 (37) 名 292 (41) 名	3名増 8名増
合 計		824 (78) 名	11名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
425 (32) 名	10名増	39.8才	16.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	400百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	300百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	200百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 28,280,000株

(2) 発行済株式の総数 16,006,200株

(3) 株主数 25,761名

(4) 大株主 (上位10名)

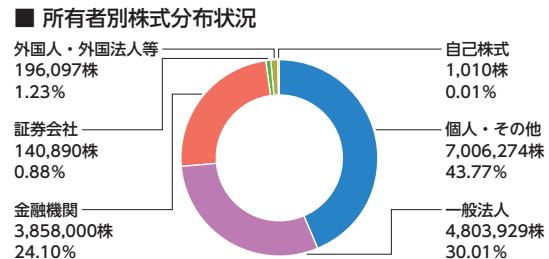
株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	2,340千株	14.62%
株式会社サンセイテクノス	1,100	6.87
株式会社立花エレテック	1,059	6.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	762	4.76
たけびし従業員持株会	727	4.54
株式会社三菱UFJ銀行	562	3.51
矢野チズ子	438	2.74
株式会社京都銀行	428	2.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	326	2.03
株式会社滋賀銀行	237	1.48

(注) 1. 持株比率は自己株式(1,010株)を控除して計算しております。

2. 株式会社立花エレテックの持株数には、株式会社立花エレテックが退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式600千株(持株比率3.74%)を含んでおります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	10,200株	4名
社外取締役(監査等委員である取締役を除く)	500株	2名
監査等委員である取締役	1,400株	3名



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	小 倉 勇	
代 表 取 締 役 社 長	岡 垣 浩 志	執行役員社長
取 締 役	坂 口 和 彦	上席常務執行役員経営推進室長
取 締 役	大 井 武	常務執行役員経営戦略室長
取 締 役	池 田 聰	桜美林大学大学院国際学術研究科准教授 株式会社経営共創基盤インダストリー・アドバイザー
取 締 役	上 村 博 美	株式会社大和証券ビジネスセンター代表取締役社長
取 締 役	西 門 道 博	三菱電機株式会社関西支社副支社長 兼機器第一部長 萬世電機株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 西 康 治	
取 締 役 (監査等委員)	河 本 茂 行	河本総合法律事務所代表弁護士 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	山 田 善 紀	税理士法人川嶋総合会計代表社員 株式会社フジックス社外取締役 (監査等委員) 株式会社トーセ社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役池田 聰、上村博美、西門道博及び監査等委員である取締役河本茂行、山田善紀の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役池田 聰、上村博美及び監査等委員である取締役河本茂行、山田善紀の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役河本茂行氏は、弁護士の資格を有しております、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役山田善紀氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 内部監査部門等との連携を通じて情報収集の充実を図り、監査・監督機能をより強化するため、大西康治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役池田 聰、上村博美、西門道博及び監査等委員である取締役河本茂行、山田善紀の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

す。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役、執行役員および管理職従業員（既に退任している者および新たに選任された者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、訴訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

8. 当事業年度末後に生じた取締役の地位、担当または重要な兼職の異動

氏名	新	旧	異動年月日
上村博美	-	株式会社大和証券ビジネスセンター代表取締役社長	2025年4月1日

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月21日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを、報酬委員会からの報告に基づき確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主との一層の価値共有を進めるためのインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、(i) 業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により、(ii) 社外取締役及び非常勤取締役の報酬は、原則として、固定報酬としての基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により、構成することとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、取締役の役位、その職務内容及び業績・評価等を考慮しながら、予め定めた範囲で総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、企業価値の向上が株主との共通の目的であることから各事業年度の業績指標を反映した現金報酬とし、当期純利益を基本とした数値より予め定めた算定式に従って段階的に変動する仕組みとし、その算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

4. 譲渡制限付株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

譲渡制限付株式報酬は、各取締役への具体的な配分について、当社の取締役会決議に基づいて決定するものとし、各取締役は、各事業年度において譲渡制限付株式報酬の付与のために支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式の割当てを受けることとする。なお、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役の地位又はその他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間とする。

5. 取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬等及び譲渡制限付株式報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬は、2項の基本報酬、3項で算出した業績連動報酬及び4項の譲渡制限付株式報酬から構成され、社外取締役及び非常勤取締役の報酬は、原則として2項の基本報酬及び4項の譲渡制限付株式報酬から構成される。各報酬の全体に占める割合については、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とするが、個人別にはその役位・職務内容・担当事業の業績に加え、中長期的な活動状況を踏まえた上で個別評価し、決定するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、上記項目に基づき担当取締役が厳正に算出し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個別評価を行った原案を報酬委員会に提出し、報酬委員会は各報酬のバランス、個人別報酬の妥当性等について審議し、客観性、透明性を確保したうえで、決定することとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	252 (10)	94 (9)	134 (-)	23 (1)	6 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	34 (16)	30 (15)	— (-)	3 (1)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	286 (27)	125 (24)	134 (-)	27 (2)	9 (4)

- (注) 1. 上記の支給人員には無報酬の取締役(監査等委員を除く)2名(うち社外取締役2名)を含んでおりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、当期純利益を基本とした数値より予め定めた算定式に従って段階的に変動する仕組みとしております。なお、当該年度の当期純利益の実績は2,439百万円であります。当該指標を選択した理由は企業価値の向上が株主との共通の目的であるからであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第128期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち、社外取締役1名)です。また、金銭報酬枠の範囲内で、2023年6月28日開催の第134期定時株主総会において、株式報酬の額として年額1億円以内(うち社外取締役は年額1,000百万円以内)、株式数の上限を年10万株以内(うち社外取締役は年1万株以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名(うち、社外取締役1名)です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第128期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。また、金銭報酬枠の範囲内で、2023年6月28日開催の第134期定時株主総会において、株式報酬の額として年額1,000万円以内、株式数の上限を年1万株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長岡垣浩志に対し各取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、個人別の報酬等については、その役位、職務内容、担当事業の業績に加え、中長期的な活動状況を踏まえた上で担当取締役が厳正に算出し、代表取締役社長が個別評価を行った原案を報酬委員会に提出し、報酬委員会は各報酬のバランス、個人別報酬の妥当性等について審議し、客観性、透明性を確保したうえで、決定するものとしております。また、監査等委員会からも代表取締役社長へ、報酬が妥当である旨の意見を表明しております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、役員退職慰労金制度を2015年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに伴い、引き続き在任する取締役については、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、退任時に支払うことを当該定時株主総会で決議いたしました。なお、当該事業年度に該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者及び社外役員の兼職状況並びに当社と当該他の法人等の関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	池 田 聰	桜美林大学大学院国際学術研究科准教授 株式会社経営共創基盤インダストリー・アドバイザー
取 締 役	上 村 博 美	株式会社大和証券ビジネスセンター代表取締役社長
取 締 役	西 門 道 博	三菱電機株式会社関西支社副支社長兼機器第一部長 萬世電機株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	河 本 茂 行	河本総合法律事務所代表弁護士 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	山 田 善 紀	税理士法人川嶋総合会計代表社員 株式会社フジックス社外取締役（監査等委員） 株式会社トーセ社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 三菱電機株式会社は当社の大株主であり、主要な仕入先・販売先であります。
2. 萬世電機株式会社は製品の仕入先・販売先であります。
3. 株式会社トーセは製品の販売先であります。
4. 株式会社大和証券ビジネスセンター及び桜美林大学大学院、株式会社経営共創基盤、河本総合法律事務所、曙ブレーキ工業株式会社、税理士法人川嶋総合会計並びに株式会社フジックスと当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役	池田聰	当事業年度開催の取締役会13回及び報酬委員会の委員として報酬委員会7回の全てに出席し、主にファイナンス・経営戦略に精通した実務家教員としての立場から多様な視点で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
取締役	上村博美	2024年6月26日就任以来、開催された取締役会10回の全てに出席し、主に経営者の立場とダイバーシティの観点から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
取締役	西門道博	2024年6月26日就任以来、開催された取締役会10回の全てに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
取締役 (監査等委員)	河本茂行	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。また指名等委員会の委員長として、当事業年度開催の指名等委員会9回、報酬委員会の委員として報酬委員会7回全てに出席し、取締役候補者の選定及び取締役の報酬に対し、取締役会への積極的な提言を実施することで、コーポレートガバナンスの向上に貢献する役割を担っております。
取締役 (監査等委員)	山田善紀	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。また指名等委員会の委員として、当事業年度開催の指名等委員会9回、報酬委員会の委員長として報酬委員会7回全てに出席し、取締役候補者の選定及び取締役の報酬に対し、取締役会への積極的な提言を実施することで、コーポレートガバナンスの向上に貢献する役割を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区	分	報酬額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、竹菱香港有限公司及び竹菱（上海）電子貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の法定監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつと認識し、累進配当を基本としつつ業績及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり33円00銭とすることを2025年4月30日の取締役会で決議しました。

既に中間配当を1株当たり29円00銭で実施しておりますので、年間配当額は1株当たり62円00銭となりました。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の充実と将来の業容拡大に備えるものであります。

(注) この事業報告中の記載金額、株数は表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	50,876	流動負債	21,300
現金及び預金	8,960	支払手形及び買掛金	13,999
受取手形、売掛金及び契約資産	26,225	電子記録債務	1,377
電子記録債権	4,477	短期借入金	1,395
有価証券	7	未払法人税等	1,418
商品	9,834	未賞与引当金	1,109
仕掛品	76	その他の	933
その他の	1,398	固定負債	1,067
貸倒引当金	△104	長期借入金	1,545
固定資産	12,816	長期未払金	100
有形固定資産	4,200	繰延税金負債	27
建物及び構築物	1,891	土地再評価に係る繰延税金負債	962
土地	2,105	役員退職慰労引当金	5
その他の	203	退職給付に係る負債	40
無形固定資産	1,546	資産除去債務	277
ソフトウエア	49	その他の	26
ソフトウエア仮勘定	188		105
のれん	775	負債合計	22,845
顧客関連資産	513	純資産の部	
その他の	20	株主資本	36,399
投資その他の資産	7,068	資本金	3,428
投資有価証券	5,666	資本剰余金	4,102
繰延税金資産	148	利益剰余金	28,868
退職給付に係る資産	325	自己株式	△0
その他の	946	その他の包括利益累計額	4,421
貸倒引当金	△19	その他有価証券評価差額金	2,570
資産合計	63,692	土地再評価差額金	△1,140
		為替換算調整勘定	2,736
		退職給付に係る調整累計額	254
		非支配株主持分	25
		純資産合計	40,846
		負債・純資産合計	63,692

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	100,965
売 上 原 価	86,600
売 上 総 利 益	14,365
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,938
営 業 利 益	3,426
営 業 外 収 益	414
受 取 利 息	40
受 取 配 当 金	147
仕 入 割 引	24
賃 貸 収 入	55
受 取 保 険 金	55
貸 倒 引 当 金 戻 入	57
そ の 他	32
営 業 外 費 用	80
支 払 利 息	19
賃 貸 収 入 原 価	22
為 替 差 損	33
そ の 他	5
経 常 利 益	3,761
特 別 利 益	592
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 債 証 券 売 却 益	592
特 別 損 失	84
固 定 資 産 除 売 却 損	12
減 損 損 失	71
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,269
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,641
法 人 税 等 調 整 額	△39
当 期 純 利 益	2,666
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	7
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,659

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	34,066	流動負債	17,135
現金及び預金	2,134	電買子記録債	1,373
受取手形	361	短期借入	11,504
電子記録債権	4,335	未払費用	1,000
売掛金	18,909	未払法人税	1,040
有価証券	7	未賞与引当	143
商品	7,085	その他の負債	818
仕掛品	20	固定負債	684
未収入金	445	長期借入	569
その他の金	833	繰延税金負債	774
貸倒引当金	△67	土地再評価に係る繰延税金負債	100
固定資産	17,748	退職給付引当金	612
有形固定資産	2,766	その他の負債	5
建物	874	負債合計	45
構築物	62		10
器具備品	35	純資産の部	17,910
土地	1,764	株主資本	32,502
その他の	29	資本剰余金	3,428
無形固定資産	234	資本準備金	4,102
ソフトウェア	30	その他の資本剰余金	3,930
ソフトウェア仮勘定	188	利益剰余金	172
その他の	14	利益準備金	24,971
投資その他の資産	14,747	その他利益剰余金	111
投資有価証券	5,407	土地圧縮積立金	24,859
関係会社株式	8,555	別途積立金	102
賃貸不動産	446	繰越利益剰余金	5,200
その他の	357	自己株式	19,557
貸倒引当金	△19	評価・換算差額等	△0
資産合計	51,815	その他有価証券評価差額金	1,403
		土地再評価差額金	2,543
		純資産合計	△1,140
		負債・純資産合計	33,905
			51,815

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		74,118
売 上 原 価		64,443
売 上 総 利 益		9,675
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,589
営 業 利 益		3,085
営 業 外 収 益		432
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	223	
仕 入 割 引	24	
賃 貸 収 入	61	
受 取 保 険 金	55	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	57	
そ の 他	9	
営 業 外 費 用		57
支 払 利 息	7	
賃 貸 収 入 原 価	30	
そ の 他	18	
経 常 利 益		3,460
特 別 利 益		592
投 資 有 働 証 券 売 却 益	592	
特 別 損 失		544
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	544	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,507
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,291	
法 人 税 等 調 整 額	△10	1,280
当 期 純 利 益		2,226

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月28日

株式会社たけびし
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 野 出 唯 知

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社たけびしの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社たけびし及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月28日

株式会社たけびし
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 木戸 脇 美 紀
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 野 出 唯 知
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社たけびしの2024年4月1日から2025年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、代表取締役及び取締役等との意見交換並びに使用人等との面談を通して、その職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と意思疎通を図り、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役と意思疎通、情報交換を図ると共に、内部監査部門等による往査に立会い、あるいは単独で赴き、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月19日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月30日

株式会社たけびし 監査等委員会

常勤監査等委員 大 西 康 治 ㊞
監査等委員 河 本 茂 行 ㊞
監査等委員 山 田 善 紀 ㊞

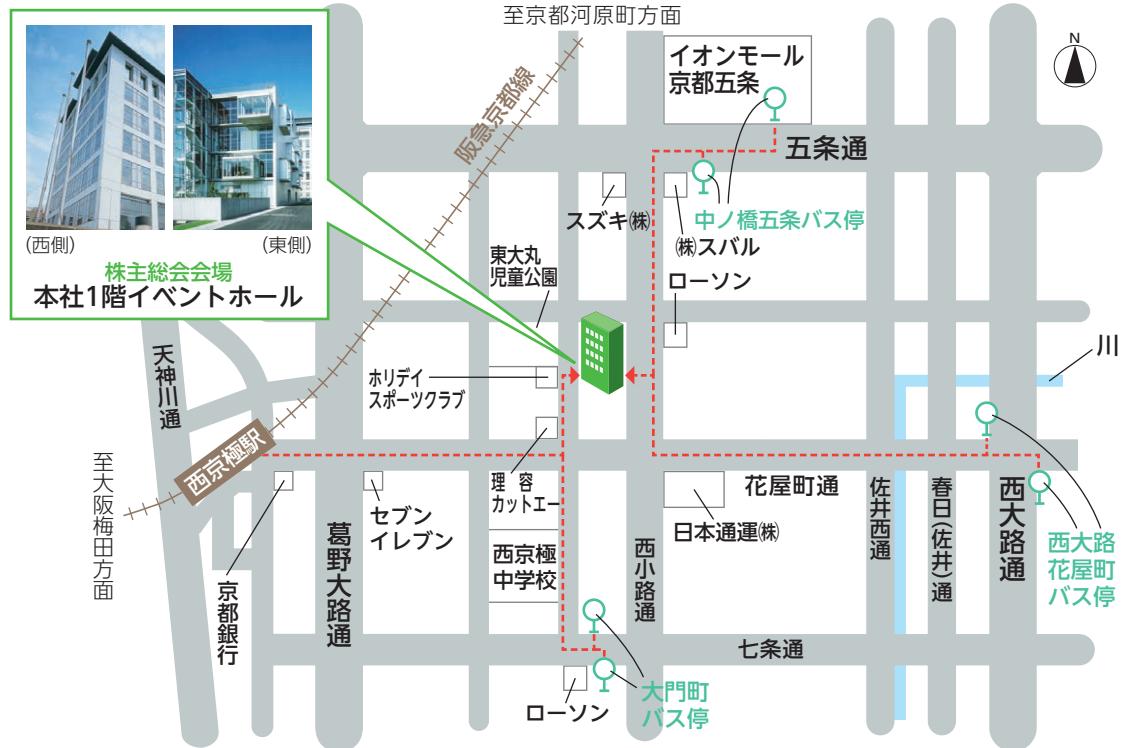
(注) 監査等委員河本茂行及び山田善紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

本社1階イベントホール

京都市右京区西京極豆田町29番地 電話：075-325-2111（代表）



公共交通機関 ご案内



阪急電車
西京極駅下車 徒歩約8分



市バス
西大路花屋町下車 徒歩約10分



市バス・京都バス・京阪京都交通バス
中ノ橋五条下車 徒歩約5分



市バス・京阪京都交通バス
大門町下車 徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンで二次元バーコードを読み取ってください。
現在地から株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。